

分担研究報告書
分担研究者 星野崇啓 埼玉県立小児医療センター

被虐待児の行動の問題に対する作業療法の試み

田辺祐子・杉山登志郎・海野千畝子（あいち小児保健医療総合センター）

研究要旨

今回、落ち着きがなく動作が乱暴な重症の被虐待児に対して、作業療法を行った。感覚調整がうまくいっていない為と解釈し作業療法によるアプローチを実施した。その結果、10ヶ月余りの作業療法を実施し、体の使い方、課題遂行に良い変化が見られたが、注意・衝動性の問題、自制力の弱さ、連続性（安定性）のなさは問題として残った。変化が困難であった問題は、解離性障害につながる脳機能不全を反映しているものと考えられる。この結果を踏まえて、被虐待児に対する作業療法の適応を考察した。

A. はじめに

小児分野の作業療法は、脳性麻痺を中心とした肢体不自由児を対象としていた時代から、重症心身障害児、精神発達遅滞児、自閉症児といった疾患も対象とするように変化した。そして、近年では子ども達の持つ問題が更に多様化し、対象となる障害が広がりを見せている。あいち小児保健医療総合センターの心療科病棟には、解離性障害、不登校、心身症といった様々な心理的・精神的問題を抱えた子ども達が入院している。大半の子どもは隣接している養護学校に通学しているが、被虐待児を中心として、養護学校に通うことが困難な子どもがあり、その子ども達に対して、「生活援助プログラム」を実施している。作業療法部門としてもその一部に関わるようになった。こうして、心療科に入院している子どものグループによる作業療法を行う機会が生れた。続いて、個別作業療法をこれらの被虐待児に実施してみないかとい

う依頼が、心療科から寄せられるようになった。

こうして作業療法を実施することになった被虐待児の一症例の経過を報告し、未だ症例報告の少ない被虐待児に対する作業療法の有効性について考察を行う。

B. 症例

症例は、作業療法の開始時 小学3年生 女児である。

症例の概要

家族歴：母親は22歳にて9歳年長の男性と結婚し患児の姉を出産、その後離婚、その後、28歳にて22歳年長の男性と結婚、患児を出産した。患児が生まれてから両親の喧嘩、父親から母親へのDV、父親から患児への暴力が頻発した。5歳にて後述する事件をきっかけに両親は離婚した。

生育歴：患児は6ヶ月から喘息があり、3歳にて保育園に入園したが、友人とのトラブル

が頻発した。4歳の時、父親は包丁を振り回し暴れ、包丁が患児に当たり大出血をした。母親は失神してしまい、気が付いたら血の海の中で、患児が泣いていたという。その後、母親は患児を連れて家出をしたが、このときしばらくの間、患児は失語状態になり、夜の悪夢やおびえが見られた。5歳にて離婚成立した。6歳にて、当センター心療科受診し、PTSD、解離性障害の診断を受けた。

治療経過：小学校1年生、4月～7月、患児の1回目入院治療を行った。病棟、学校でパニックを繰り返し、時に登校も困難で、ベッドの周りにはものが常に散乱していた。退院後、患児は学校への通学ができず、パニックとフリーズを繰り返す状態であったため、1年生の2月、2回目の入院となった。今度は、閉鎖ユニットを使用し、学校への通学は可能であったが、気分の変動が激しく見られた。小学校2年の6月、父親からの性的虐待を想起し、大荒れの状態となった。意識状態が刻一刻と変化し、部屋は散乱状態、患児はフリーズと衝動的乱暴を繰り返した。2学期になって、外泊を制限し、週2回の精神療法を行った。意識の変容はやや軽快し、3学期になると解離性の意識状態が減り、「子どもらしくなった」とスタッフから言われるようになった。小学校3年生になり、ここで個別作業療法が開始された。2学期になると、患児は施設へ入所するための準備をはじめ、解離性の意識状態の変容は著しく軽減するようになった。3学期末に、情緒障害児短期治療施設への退院が決まり、治療を継続している状況である。

3、作業療法の経過

1) 「生活援助プログラム」の中の一部である「集団作業療法」での患児の様子

小学校2年生12月～小学校3年生9月に行われた。

終始落ち着きがなく、作業活動への取り掛かりは悪くないが、一人で進めることができ

なかった。すぐに介助を求め、スタッフの励ましを必要とした。ふと何かを思いつくと席をたち、また職員が席を離れるとついてくるなど着席し続けることができなかった。

作品作りは時間をかけて取り組むことができず、企画し工夫する力が弱い印象を受けた。また、道具の扱いが雑で、手先の不器用さも目立っていた。勢いよく操作しては失敗することを繰り返していた。使い終わった物を片付けられず、目の前に次々と置き、下に落としたまま放置し、患児の周りはいつも散らかっていた。もう一つ特異な行動としては、病棟と作業療法室を移動する間にスタッフに思い切り体を当て、また自分で床を足で強く踏み鳴らす行動が頻繁に見られた。

2) 個別作業療法

小学校3年生5月～2月に行われた

ア) 評価

作業療法開始に先立って評価を行った。手指判別テスト、立体覚のテストにおいて未熟さがみられた。片足立ち、線上歩行などの静止姿勢をとる課題ができなかった。人物画の特徴としては、鼻や両手の指が欠落していること、体のバランスが悪く、下肢に比べて上肢が長いという特徴があった(図1)。



(図1)

検査には早く反応する傾向が強く、説明が長いものやじっくり考えなくてはいけないも

のは注意を向けておくことが難しい様子が伺えた。

イ) 作業療法実施中の観察

机上課題

離席はないものの、ふとした間ができる、立ち上がった机の上に乗ったり、椅子を揺らすなどの行動がみられた。また、座位姿勢も正中位で保持できず常に体幹を動かしていた。課題には素直に取り掛かるものの、やってみてできないとすぐに諦める傾向が目立った。机の上は散らかりやすく、机の下に落ちた物にも注意を払えなかった。一方、集中すると口から流涎が見られた。

粗大運動

遊具に計画性なく飛び乗っては落ちるといふ失敗を繰り返した。また、カー杯操作し危険な行為が目立った。揺れ遊具は、筆者が軽く揺らしてもひどく怖がった。しかし一方で自らの操作では慎重さは見られなかった。運動は上肢よりも下肢が優位で、手でつかまるような運動は苦手であった。目についた遊具で次々と活発に遊ぶが、疲れやすく呼吸も乱れやすかった。

治療者との関わり

ベタベタと甘えてきたり、急に手を払って拒絶するなど相反する関わりが見られ、それらは短時間で入れ替わるといった距離感の不安定さがみられた。言語を使つてのコミュニケーションでは、滑舌が悪いことと、何かを説明するような長い文が話せないことが顕著であった。

ウ) 解釈

上記の評価、観察から次の様な解釈を行った。全身の筋緊張としては低緊張であり、座位姿勢は崩れやすく操作は固定が不十分である。また、滑舌が悪く流涎があるなど口腔周辺の動きも未熟である。人にぶつかったり足を踏みならすなどのカー杯の行動、力・スピードの調節の不十分さ、手先の不器用さは、固有・前庭・触覚の調整が未熟である可

能性を示唆している。また、上肢が下肢に比べてうまく使えていないと考えられる。落ち着きのないことに関しては、外界からの刺激の処理ができていないと考えられる。症例の示す行動の問題の下には、感覚の処理の仕方及び体の使い方といった皮質下レベルにおける問題をもっており、その為上位の皮質レベルの働きが不良になっている可能性がある。と解釈し、これらの解決のためのアプローチを選択した。

エ) 作業療法目標

具体的な目標として、適切な力加減やスピードが分かる（実感できる）ようにする、上肢の活動を増やし識別触覚を高めることで不器用さの改善を図る、コミュニケーション能力を高める、刺激を制限した中でできることを増やし自己評価を高める、楽しい時間の共有・共感を援助し安定した対人関係を援助することを挙げた。

オ) 作業療法プログラム

以下の3つの課題作業を週に一回のペースで実施した。

① 遊具を使つての粗大運動

トランポリンやホーススイング、ロープを使用し、固有感覚・前庭覚の調整を促す。患児の求めている感覚の質と量に配慮し、より実感が持てるように進めた。方向や力加減、スピードを調整できるようにする活動を促し、また、ターザンロープやロープにつかまってスイングを渡るなどの手でつかまる活動を多く取り入れた。

② 手探りゲーム

ムースの中からおはじきを探す、大豆の中から色々な素材・形の物を探す遊びを行い、識別触覚を高めることを促した。

③ 作品作り

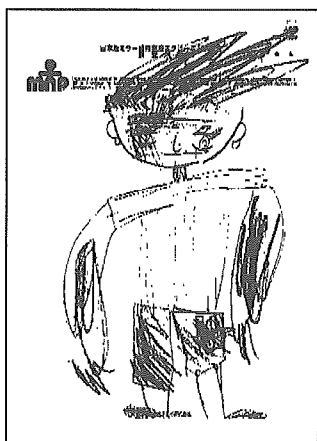
粘土、工作、プラモデル、土崩し（昆虫採掘）、などを行った。これらの作業は、強めの力で行うもの、患児が興味を持てるもの、工程が少なくその時間内に成功体験が得

られるものを選択した。何を作るかなど大きな企画はさせず、どれを使うか、どこを手伝ったらいかなど、短期の見通しを立てることで解決できる企画を促し、患児主導で完成できるように進めた。また、作業中は簡単な質問をして発言を促し、症例が言い回しに迷っている時は部分的に補足しながら、言語での表出を促した。

また、集中しやすくするために、作業療法室に他児がいない夕方に行ない、机には必要な物だけを出すようにして進めた。

4、作業療法実施しての変化

変化したこととしては、粗大運動では、ぶら下がったり手で体を支えることが上手になり、揺れ遊具から落ちなくなった。体の高さや向きを物に合わせるようになった。手探りゲームでは、視覚に頼ることがなくなり以前よりも多く探せるようになった。難しくなっても言語のヒントを求め、最後まで頑張るようになった。また、作品作りでは、椅子は揺らすのが机や椅子に上ることがなくなった。持ち損なって下に落とすことが減った。介助の回数を自ら決めて頑張ることが増えた。人に体を当てたり、足を踏み鳴らすことが減った。人物画では、指などの部位が描かれ、体のバランスがまとまっていた（図2）。



（図2）

筆者との関わりとしては、長い文を頑張っ

話そうとするようになった。指示に従えることが増えた。言葉・行動において安定性が増した印象を受けた。

しかし次の諸点は変化しなかった。注意力の問題として、注意を保持することは不十分で、動作の途中で違うことをしようとすることがあり、声かけや見守りが必要であった。また、複数のものに注意を向けることが難しく、一方の手に何かを持っていることを忘れ、一つのことを注意していると他の事が疎かになることがあった。また衝動性の問題として、気になったらすぐに行動してしまい、計画を立て見通しをつけることはやはり不十分であった。注意の問題と関連して、物の扱いも作品にはそれなりに気をつけることができるが、使い終わった道具には注意が向かず、扱いが雑になっていた。片付けも促しにより一部できるのみであった。集中した時の流涎も変わらず見られた。

全体を通しては、調子のいい時と悪い時の差が非常に大きく、一定して徐々に変化していく経過はたどらなかった。また、筆者が直接介助をしなくても、近くにおいて励まし見守ることのできることは増えたが、常時寄り添う必要があり、筆者が場を離れると途端に簡単な作業でさえも遂行することができないという状態は変わらなかった。

5、考察

1) 作業療法の効果

作業療法の場面で変化した点について考えてみると、今回症例が遊具を上手に扱えるようになったこと、人に体を当てる行為が減ったこと、手に持った物を落とすことがなくなったことなどに示されるように、体の使い方に変化がみられたのは、患児が求める感覚入力レベルで活動を展開したことにより、体を実感することが促され活動しやすい体のイメージができてきたためと考えられる。また、課題遂行が可能となった要因としては、何よりも個別対応をしたことが大きく影響

している。治療者が近くにおり、何をすべきかが途切れずに示せたこと、患児にとって適切なタイミングで援助できたこと、個人的に関わってもらって自分だけに注意を向けられているという状況が、課題を最後まで遂行させることにつながったと思われる。しかし、作品を作るという作業課題も有効であったと考えられる。作品を作るということは、単に指先を使うということだけではなく、安定した意欲を持って考え工夫する機会を与えることになる。患児の能力（手の機能、注意判断力）や興味に合わせて作業を段階づけしたことが成果につながったと考える。また、患児は作品作りの時に最もよく話をし、途切れがちであった話も徐々に説明をする内容が増え、長く話そうとするようになったことを考えると、作品作りは言語でのコミュニケーションを行う場ともなり、言語表出により思考をまとめる一助になっているとも言える。

一方で、変化しなかったことについては、落ち着きがなく集中しづらい患児に対して、机の上に余分な物を置かない、室内に他児が少ない時間帯に行うなど配慮したが、患児の衝動性や注意の問題は、環境や関わりの配慮だけでは変化しなかった。患児の場合は、環境よりもその日の患児の状態に大きく影響されており、同じ設定でも集中できたり落ち着きがなかったりと一貫しなかった。環境に配慮したことによって行動がまとまったり、変化が見られるのは、子ども自身の特質が安定している場合であり、被虐待児の場合、自己自身が安定していないために、環境を変えたことによる影響がわかりにくいのではないかとと思われる。

今回は、感覚刺激という点からアプローチしたが、それだけでは、注意・衝動性の問題と関連した自製の弱さや連続性（安定性）のなさという被虐待児がもっている大きな問題の改善は難しかった。

2) 作業療法からみた被虐待児の脳の特徴

今回、症例に作業療法を実施し、アプローチ方法に対して変化した点、変化しなかった点を照らし合わせると、脳の特徴として以下のことが言えるのではないかと考える。

エアーズ(1982)は、脳の上位中枢はそれ以下の下位の部分に依存すると述べている。様々な感覚刺激を調整し統合させていく皮質下に問題があると、より上位中枢はその影響を受ける。症例のように低年齢より虐待を受け、養育者から得られるはずの心地よい感覚刺激が十分に得られていない場合、皮質下の働きに影響があることは当然考えられることである。症例の示していた体の使い方や不器用さ、集中力のなさ、乱暴さは、それらに起因するところが大いのではないかと考えられる。皮質下の働きが改善されると、体がわかりやすくなり、環境とも関わりやすくなるために行動も変化してくると期待していた。結果として、体の使い方や自己刺激として入れていた（と思われる）人に当たったり足を踏み鳴らす行為は改善した。しかし、それらの動作能力や行為が変化した一方で、思考の弱さ、自製の弱さ、コミュニケーション能力の低さ、連続性のなさといった行動の問題は変化せず、皮質（とりわけ前頭前野）の働きにも問題があるのではないかと考えられた。同じように皮質下レベルに問題を持つ他の疾患と比較した時に、この点が大きく異なっている所である。解離性障害の背後にある病理を Putnum (1997) は離散的行動状態モデルを用いて説明を試みた。これは周知の様に、感情、覚醒、意識レベルなどのモードが異なった一連の行動ブロックの間を切り替えが生じることによって、解離性障害の中心である意識状態の変容と、行動の変容が起きるとする考えである。解離性障害は、情緒的なレベルの問題と言うよりも、器質的な背景を抱えた脳の機能不全と考えるべきではないだろうか。被虐待児は、下位から上位

中枢へのつながりだけでなく、上位中枢すなわち皮質レベルにおいてもつながり難さをもっており、問題行動に大きく影響している所に大きな特徴があるというのが作業療法を行ってみての実感である。

3) 虐待児に対する作業療法の適応と限界

今回、感覚—運動という点からのアプローチが、ボディイメージをはっきりさせ、外部環境に適応しやすくしたと考えると、作業療法は、感覚調整の問題からくるボディイメージの未熟さや操作性の問題に対して有効であると思われる。しかし、同じような環境設定をしても、集中できる日とそうでない日の差が激しく、児の状態に大きく左右されていたことを考えると、被虐待児は、外部環境への不適応だけでなく、内部環境との不適応も大きな問題としてとらえる必要がある。情緒といった内部環境の安定が容易に崩れてしまい、そのことが乱暴で衝動的な行動として出力されている。被虐待児はこの内部環境が複雑である為、作業療法の場で整えるという直接のアプローチには限界があることも明らかである。

一症例の経験ではあるが、今回の症例を通して感じたことは、被虐待児の皮質レベルの問題に対しても、アプローチしていくことができないかということである。川島(2005)は、前頭前野を活性化させるには、①読み書き計算②コミュニケーション③手指を使って何かを作ることが有効であると述べている。学習や言語でのコミュニケーション能力や手の操作性の向上といった直接的な目的ではなく、作業活動や個別対応を通してこれらの活動を積極的に取り入れることで前頭前野の働きを促す一助となれば、この分野での作業療法はより意義あるものになると考えられる。

C. 参考文献

- 杉山登志郎、海野千畝子(2002)：解離性障害の病理と治療。小児の精神と神経 42 (3)
- Putnam FW (1997) : Dissociation in children and adolescents. The Guilford Press, New York.
- (中井久夫訳 (2001) : 解離—若年期における病理と治療. みすず書房)
- Ayers,A.J(佐藤剛監訳)(1982) : 子どもの発達と感覚統合 : 協同医書出版
- 佐藤剛、土田玲子、小野昭男共著(1997) : みんなの感覚統合 : パシフィックサプライ
- 佐藤剛監修、永井洋一 浜田昌義編集 (1998) : 感覚統合Q&A : 協同医書出版
- 星野崇啓(2005):虐待を受けた子供の治療「感覚統合療法の試み」 : 第4回トラウマティック・ストレス学会抄録集 : 55 C-2-3
- 川島隆太(2005) : ヒトにおける様々な高次脳活動について : 第5回東海北陸作業療法学会誌 : 25
- 川島隆太(2002) : 高次機能のブレインイメージング : 医学書院

厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）
児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究
（主任研究者 奥山真紀子）

分担研究報告書

分担研究者 星野崇啓 埼玉県立小児医療センター

虐待や被害を受けた子ども、非行少年に対する

動物介在療法に関する文献的研究

横山章光（帝京科学大学アニマルサイエンス学科）

研究要旨

被虐待児や非行少年に対して、我が国において動物介在療法が可能であるかを文献的に調査、考察した。動物介在療法は生理的利点・心理的利点・社会的利点を用いてさまざま活用されている。人間と動物の関係についての研究は、アニマル・セラピー、ペットロス、動物虐待、動物介在教育、動物観研究においてなされている。被虐待児と非行少年に対する動物介在療法についての研究は国内では皆無であり、海外においても散発的であるが、かなりの効果が期待できると思われる。ただし、日本の実情に合わせていく必要がある。まずはきちんとしたケースレポートと、周辺を取り巻く影響について（動物虐待など）の調査が求められる。

A. 研究目的

家族としての「ペット」が人間に対して生理的・心理的・社会的にポジティブな影響を及ぼすことが欧米の研究を中心に明らかとなってきた。それとともに、代替補完医療としての動物介在療法、いわゆる「アニマル・セラピー」が様々な疾患を対象に試行されてきている。わが国でも少子化・晩婚化・高齢化・都市化・機械化・核家族化などの影響により、家族としてのペットの役割の「重み」は増しており、ある研究では1990年代から10年間で、ペットを家族とみなす傾向が非常に強くなったと指摘されている。それはペットを庭飼いから部屋飼いにしたことも（距離が近くなったことも）関係していると考えられる。ペット産業はいまや1兆円産業にまで達そうとしている。「ペットからの力」が効果的に利用可能であれば使うべきである。アニマル・セラピーのアプローチは多岐に至るが、

この研究では、「虐待や被害を受けた子どもたち」もしくは「非行に走った子どもたち」にアニマル・セラピーは適応となるのか、そしてその実現可能性はあるのかどうかを、まずは文献的に考察した。

B. 研究方法

国内外のアニマル・セラピーに関わる文献を収集、整理・分類した。そしてその中で特に被虐待児、非行、というキーワードに関わる論文を再検討した。

（倫理面への配慮）

文献研究のため倫理面への配慮は必要されなかった。

C. 研究結果

医療における人間と動物の関わりに関する論文はさまざまなタイプに分けられるが、その

効果についてを抽出すると、以下のタイプに分けられる。

生理的利点)

- 1) 病気の回復・適応の補助
- 2) 刺激やリラックス効果
- 3) 血圧やコレステロール低下
- 4) 活動機会の増加
- 5) 神経筋肉組織のリハビリ

心理的利点)

- 1) 元気付け、動機の増加、活動性(多忙)
- 2) 感覚刺激
- 3) リラックス・くつろぎ作用
- 4) 自尊心・有用感・達成感・責任感などの肯定的感情、心理的自立を促す
- 5) ユーモアや遊びの提供
- 6) 親密な感情、無条件の許容、他社に受け入れられている感じの促進
- 7) 感情表出(言語的・非言語的)、カタルシス作用
- 8) 教育的効果(子どもに対して)
- 9) 注意持続時間の延長、反応までの時間の短縮
- 10) 回想作用

社会的作用)

- 1) 社会的交互作用・人間関係を結ぶ「触媒効果」・社会的潤滑油
- 2) 言語活性化作用(スタッフや仲間との)
- 3) 集団のまとまり、協力関係
- 4) 身体的、経済的な独立を促進する(盲導犬・介助犬・聴導犬など)
- 5) スタッフや家族への協力を促す

これらの効果を念頭において、これらを臨床に生かすためのさまざまな研究が行われているが、中核となる研究は以下の6つである。

①アニマル・セラピー研究

- ・動物介在活動(Animal Assisted Activity=AAA) これはレクリエーション的に動物を医療現場に登場させることで、必ずしも医療関係者の関与は必要でない。また何かの方向性を持って行うものでもなく、効果の計測なども必要とされない。
- ・動物介在療法(Animal Assisted Therapy=AAT) これは医療関係者が計画・

計測・記録などをする医療的補助行為である。

・ペットロボット・セラピー

これは動物療法と同様にRAAとRATに分けられ、動物の代替としてロボットを用いるものである。利点としては感染症や咬傷がないことが挙げられる。また、骨髄移植の無菌室での活動など、動物が使えない場所で使いやすいという利点もある。

②ペットロス研究

動物が死んだときの人間の心の動きを研究するもので、子どもや配偶者の喪失体験と似ている部分と違う部分があることが報告されている。ひどい場合には社会生活が困難になる例も報告されている。

特に子どもの場合、死の現実から遠ざけるのではなく、むしろきちんと説明し、死をいたむ要員の一人として子どもを配置する配慮が後のポジティブな結果を生み出すといわれている。

また、ペットロスが全くない場合、それは何かとの関係を結んでいないために喪失反応が起こらないと考えられ、そこには「葛藤」がなく、「虐待」や「反社会性行動」に近いものとなる。

③動物虐待研究

若年者の対人暴力の前駆症状としての動物虐待は経験・挿話的には分かっていたが、近年欧米では研究が進み、「小児虐待」「家庭内暴力」「動物虐待」のリンクがデータとしてはっきりしてきた。例えば動物虐待をしていた子どもが将来対人暴力を行う可能性が高いこと、性的連続殺人犯の動物虐待歴が高いこと、虐待されたペットのいる家庭では、妻や子どもも虐待されている可能性が高いこと、虐待されたペットのいる家庭では、子どももペットを虐待する機会が多いこと、などが判明している。

④動物介在教育(Animal Assisted Education=AAE)研究

命や生死などの倫理的価値観を育むため、教育現場において動物をうまく使うことが効果的であるという見方から、AAEに対する研究も進んでいる。これもいくつか分類され、学校飼育動物を使うやり方(日本特有)や教室内でそれぞれにペット(ハムスターなど)を飼わせるやり方、教師が毎日自宅で飼っている犬と同伴するやり方などが試みられている。子どもたちの

命に対する価値観がはぐくまれるばかりでなく、犬との付き合い方を学んで咬傷事故が減ったり、自尊心が育まれる、教室内での集中力がむしろ増す、などの効果が報告されている。また、READプログラム(Reading Education Assistance Dogs)という活動では、本を読むのが苦手な子どもたちに、犬に絵本を読み聞かせる。犬は無批判で笑ったりしないために、読書能力が増すとともに、ここでも子どもの自尊心が向上するという報告がある。

⑤動物観研究

欧米と日本との動物や自然に対する考え方の違いを研究する分野である。欧米でのプログラムを日本に導入する際には、この研究からの知見を応用して日本ならではのプログラムを作っていく必要がある。例えばキリスト教圏では動物は「神から与えられたもの」という感覚が強いが、仏教圏では「動物は我々の生まれ変わり」という考え方が強く、それらが動物に対する考え方を左右している。

⑥補助犬・乗馬療法

動物をもう少し特殊なものであると分類し、それによってより人間の下「使役する」使い方であり、上記5つとは少し異端である。かなりのトレーニングが必要であり、動物を用いる際には、患者は単なる受け手ではなく、能動的な「飼い主」になる必要がある。また欧米のようなADA(障害者法)がない日本では、こういう補助犬の問題を法律化する場合、障害者の立場から、というより、動物の立場から(動物愛護団体中心)で起こることが多い。

D. 考察

欧米においてはさまざまな対象に対してアニマル・セラピーが行われているが、特に報告が多いのは、使う動物では犬、馬、猫、小動物(ウサギ、ハムスター、モルモット)であり、対象患者としては高齢者、リハビリ患者、精神障害者、身体障害者、子どもであった。

今回は特に子ども、医療、セラピーについて被虐待・非行を対象とすることを中心として考察をしたい。

①被虐待児に対するアニマル・セラピー

アニマル・セラピーの草分けと言えるのが米国の心理学者ボリス・レビンソンである。彼がこの分野に興味を持ったのは、子どもの心理療法の際に、犬が存在しているほうが子どもが非常によくしゃべり、友好的になり、治療が進むことからであった。1950年代にレビンソンがその研究の必要性を提唱したあと、子どもの心理療法と動物の活用についてはさまざまな臨床家が試みており、その有用性は数多く報告されているが、多くはケース・レポートであり、きちんとした「マニュアル」は存在しない。また、自閉症と犬、そしてイルカ療法についての研究も行われているが、まだ意見の一致は見ない。

被虐待児についての動物介在療法についてもデータとしてきちんと出ているものはないが、特筆すべきは、ニューヨーク市郊外にある「グリーン・チムニーズ」という被虐待児施設である。ここは百余名を収容する施設であるが、一般的な治療に加えて、アニマル・セラピーを非常に大きく利用し、効果を上げている。この特徴としては、精神科医・心理士・教師・獣医師などがチームを作り、動物と子どもを触れ合わせることで、「心の傷」のケアに利用していることである。その活用については綿密な計画や話し合い、再評価などがきちんとなされ、また他の治療も同様にやられている。この施設は数十年の歴史があるが、他の施設と比べた報告はまだないので、その効果については判明しないが、挿話的なポジティブ効果は数多く報告されている。

同様にデータはないが、被虐待児についての検事でありのちに弁護士となったアリス・ヴェックスによると、ニューヨーク市の特別被害者部においては、被虐待児から話を聞くのに、部内で引退した盲導犬を配備したところ、面接がうまくいくようになり、子どもたちのケアに役立ったという報告がある。

同様の報告は、2001年同時多発テロのときに、PTSDなどの被害を受けた子どもたちへのアニマル・セラピーが功を奏したという記録もある。

同時に考えなくてはならないのは、被虐待児が虐待者と同一化するために動物を虐待する場合が少なくないことである。被虐待児と動物を接触させることはポジティブな効果が生まれる可能性があるが、同時に動物虐待が起こる可能性も考えに入れておく必要がある。

我が国においてはこの分野での報告は皆無

である。

②非行少年に対するアニマル・セラピー

少年院や刑務所でアニマル・セラピーを行っているという報告は欧米には少なからずあるが、散発的であり、まだ学問とはなっていない。それらの報告をまとめると以下のとおりになる。

まず動物を介在させる目的は、「将来の雇用のための技術を教える」「受刑者に地域社会に戻る機会を与える」「孤独感の緩和」「他の人や動物との交流を図る」「捨てられた動物を助ける」ということである。方法としては、「飼育(犬や猫などのペット、馬、魚など)」「育成(介助犬や実験動物を育てる)」「訪問(コーディネーターが週1などで施設を訪れる)」「教育(資格、飼育方法、歴史など)」があげられる。

効果としては、以下の3つに分けられる。

1) 心理的効果

動物を介在させることにより、自己に良いイメージを持つ、自己制御能力が高くなる、誠実さが培われる、施設内暴力が減る。また出所後の自殺の防止、再犯率の低下なども期待されている。

2) 職能訓練

出所後の職能訓練面としては、動物が介在することにより会話が増えて対人関係能力が強化され、また直接的な技術・資格が得られる場合がある。例えばロートン刑務所での結果では、88人中6人が動物関係の職に就くことができた。

3) 社会の抱えている諸問題の解決

社会からの要請に応えるという意味合いもある。例えば少年院で動物がトレーニングされることにより、捨て犬や捨て猫の殺傷処分が回避されたり、また具体的に補助犬を作り出すことにより社会に貢献ができる。これは入所少年たちの自信にもつながる。

ただし、結果数が少なく、学術的な検討が行われていないこと、散発的に行われ結果の出し方に統一性がないことなどから、これも挿話的効果を越えてはいない。

また、被虐待児のときと同様、暴力的犯罪傾向のある者の場合、その暴力が動物に向く、つまり動物虐待が起こりうるので注意が必要である。

この分野も、我が国においてはこの分野での報告は皆無である。

次に、日本において被虐待児・非行少年に対して動物介在療法が行えるかどうか現実的な面を考察する。

まず、その施設や病院への動物導入が、施設的に可能であるか、そしてそれらのかかわりを持つものたちが効果的なチームを組めるか、が重要となる。まず施設導入であるが、日本においては動物に対して必要以上に「危険である」「きたないものである」という風土があり、動物導入に対して理解が薄い可能性が高い。その中で特に注意が必要となるのは、「人畜共通感染症」と「咬傷事故」対策である。そのためにはチームの中に感染症委員会、獣医師、トレーナーが入る必要がある。それらが動物導入についての安全面を保障する必要がある。家族や職員への周知も必要となる。また、万が一のために保険をどうするかも考えておかなければならない。

施設や病院の場合は「訪問型」であるが、少年院や刑務所の場合、「施設飼育型」も考慮しなくてはならないが、その場合にはさらに問題がある。それは資金面や敷地、導入時間の問題である。犬一頭を飼育する際に、日本では年間約20万円から40万円が必要となることを見込まれる。海外ではそれらの諸費用は主に募金に頼っているところが多い。施設に犬を飼うための敷地があるかどうか、そして「刑務作業」の中にそれらのプログラムを入れるとしたら、1日8時間、週40日と決められている刑務作業以外の動物のケアをどう位置づけるかということも問題となる。海外では動物介在プログラムに参加している受刑者は、他のプログラムには参加せず、このプログラムに集中することもなされている。またトレーナーや獣医師が施設内を訪れる場合の諸費用と資格などをどうするか、ということも検討しなくてはならない。

さらに非行少年の場合、このプログラムを直接「出所後の仕事」に結びつけるのは日本では非常に難しい。現在公的な資格で日本で取れる動物関係の仕事は「家畜人工授精師」のみである。ただ、そのことから、非行少年の施設と「牧場」を提携してそれらの資格取得を目指すと共に、動物介在プログラムとして心理的な効果を期待できる可能性はある。

E. 結論

被虐待児・非行少年への動物介在療法については、まだ文献的にも結論は出ていないが、欧米では積極的に試行されている。我が国では皆無である。

被虐待児と非行少年はつながっているところもあり、完全に分けて考えるのは難しい。また長期的なストレスによる心的外傷が双方と関係しており、短期的なストレスによるPTSD(災害時など)の活動が非常にヒントになる。

ここで双方において動物虐待の危険性が挙げられるが、二点を考えなくてはならない。まず、動物虐待を行う者は、ある意味で「動物に対する興味」があり、その力を治療に持っているのは考える余地があることである。きちんと治療者たち大人が関与し、動物の痛みやケアの仕方などを教えることにより、相手の立場に立ってものを考えること、衝動性を低下させることを学ばせ、それができることにより自尊心が増す。対人的には「動かない」若者が、対動物的には「動」きうる。ネガティブな力をポジティブに持っていく作業である。

もうひとつ忘れてはならないのは、被虐待児や非行少年の多くが、「動物への虐待をしていない」、つまり「動物を慰めやサポートにしている」という事実である。これは対人力動と違う動物ならではの存在があるためと思われる。なにかの犯罪をおかしたから、すぐに動物虐待を疑う必要はなく、また、動物虐待を犯したからといえ、その後の動物介在療法の道が閉ざされたわけではない。

これらを考慮しながら、被虐待児・非行少年たちに動物を通した介在療法を行うことは、きちんとした計画ややり方、再評価などと共に行うことで効果がありうると考えられる。

そのためには、

- ①チームをきちんと作る
- ②動物を入れることについて話し合う
- ③人畜共通感染症や咬傷事故などについてゼロにもっていく努力をする(そのための協力者が必要となる)
- ④心理の人から、動物がどのように登場して欲しいか示唆を受け、そういった動物をトレーニングし、その後の心理療法に役立てる
- ⑤家族、スタッフ、職員、他の患者などにきちんと配慮する必要がある。
- ⑥計画はチームで行い、数ヶ月に一度はきちんと再評価し、漫然と行わない。

⑦年齢に応じたプログラムを考える(年齢に応じて好む動物種も変わり、また、年長になるにつれ動物より他のことに気を引かれていく場合が多い)

最後になるが、現在必要とされているのは、大規模調査ではなく、きちんとしたやり方を計画し記録をとった個々のケースの蓄積であろう。

F. 業績

1. 論文発表

1. 横山章光, 山本央子, コンパニオン・アニマルをめぐる課題 特にペットロスと動物虐待、そしてアニマルセラピー. 公衆衛生 69(12) 2005. 12

2. 学会発表

なし

厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）
 児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究
 （主任研究者 奥山真紀子）

分担研究報告書

分担研究者 安部 計彦 西南学院大学人間科学部

1-0 要保護児童の一時保護に関する研究

安部計彦（西南学院大学人間科学部）

目次		第二部 各所の課題と取り組み
		1 教育について
第一部 調査研究		(1) 一時保護所の学習指導の現状と課題（仙台市児童相談所） 653
1 概要（安部） 497		(2) 学習発表会の実施について（千葉県中央児童相談所） 657
2 児童相談所及び一時保護所の状況（安部） 515		2 ストレス対策
3 委託一時保護の活用と課題（受託者の意向を含む）（松崎） 539		(1) 「ストレス対処法リスト」の活用によりストレス軽減と行動の統制を図る（千葉県中央児童相談所） 663
4 精神病院等及び少年鑑別所への委託一時保護についての意識（安部） 557		(2) 居室の一部個室化を図って（神奈川県相模原児童相談所） 671
5 重大非行事件への対応（野田） 563		(3) 室内体育館を利用したストレス発散～集団スポーツの効用～（福岡市こども総合相談センター） 675
6 児童相談所一時保護所の心理職のかかわりに関する調査（大島） 567		3 立地、建物構造などの課題とそれらを利用した取り組み
7 児童相談所一時保護所における学習の実態（圓入） 575		(1) 女性相談所の一時保護中の学齢児への学習機会の提供～統合組織の特性を生かした児童への配慮～（宮崎県中央児童相談所） 677
8 混合処遇の課題（有村） 591		(2) 大阪府における中央子ども家庭センター庁舎新築に伴う留意点（大阪府中央児童相談所） 679
9 一時保護所のある日の姿（井出） 605		(3) 新設児童相談所の一時保護所開設の留意点（さいたま市児童相談所） 681
10 一時保護所における子どもの援助方法としての分離の現状と必要性（井出） 621		
11 一時保護所における対応困難場面（有村） 635		
12 一時保護に関する課題と要望（安部） 649		

- (4) 一時保護所がない児童相談所の工夫（青森県七戸児童相談所） 683
- (5) 一時保護所が児童相談所の敷地から離れていることについて（山形県中央児童相談所） 689
- (6) 同居他組織の医師等職員の活用（札幌市児童相談所） 691
- (7) 児童相談所の一時保護所の現状と課題～立地、建物構造の課題を中心に～（福岡県久留米児童相談所） 695
- (8) 合同庁舎（複合施設）の3階にある一時保護所の課題と工夫（福岡県中央児童相談所） 701

4 トピック

- (1) 一時保護所の児童福祉施設サービス評価事業の実施（神奈川県中央児童相談所） 703
- (2) 一時保護所における生活ケアについて～子どもが安心して自己表現できる環境づくり～（三重県北勢児童相談所） 709
- (3) 里親への一時保護委託の状況（北海道中央児童相談所） 713
- (4) 一時保護中の被虐待児に対する自尊感情回復に向けての取り組み～アドベンチャーカウンセリングの手法を用いて～（北九州市子ども総合センター） 715

(注) () 内は執筆責任者

厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）

児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究
（主任研究者 奥山真紀子）

分担研究報告書

分担研究者 安部 計彦 西南学院大学人間科学部

1-1 要保護児童の一時保護に関する研究

安部計彦（西南学院大学人間科学部）

研究要旨

全国の児童相談所の一時保護所を1日当りの平均入所児童数から小規模、中規模、大規模と3つのタイプに分類したところ、小規模で平均3.6人、中規模で平均10.4人、大規模で平均24.5人の子どもが常時生活している。その平均在所日数は小規模施設では14.3日であるが、大規模施設では34.7日と長期化している。居室数から小規模では1部屋を一人が使い、大規模では3.6人の割りになる。居室面積は大規模施設では子ども1人で1畳半だが、小規模施設では6畳を一人で使う計算になる。その大規模施設では夜間では直接処遇職員一人当たり19.9人の子どもに対応しており、また入所している子どものうち被虐待児と非行児を合わせると6割を超えている。このような結果、大規模施設では対職員暴力が起こりやすい状況にある。逆に小規模施設では職員一人当たりの担当児童数は少ないが、日中・夜勤を通じて一人の職員が対応することが多く、夜勤は約半数の施設で一時保護所以外の男性職員が交代で勤務している。このことは思春期女兒や多人数の入所、緊急対応などに困難を生じ、結果として入所児童数の抑制につながっていると考えられる。

全国の月ごとの一時保護所の平均入所率は、2月を中心に12月から3月までの年度末に入所児が多くなっており、児童養護施設の入所率の上昇に連動している。また「ある日」の全国の一時保護所の状況から、子どもが5人入所していると1日1回、何らかのトラブルが起きており、これは小規模施設で2～3日に1回、大規模施設では1日に5回の何らかのトラブルが発生していることになる。さらに小規模施設では2日に1人が、大規模施設では毎日3人の入所や退所があり、常時入所児童の顔ぶれが変わり、集団として非常に不安定である。

一時保護所での分離できる部屋は、①緊急対応、②被害児童の保護、③暴力的な子どもへの対応、という三つの場合に必要である。大規模施設では76.2%に整備されているが、小規模施設では25.0%に過ぎない。分離の目的は子どもの安全や成長のための援助手段の一つであり、運用方法も重要であるが、88.5%の一時保護所が分離を必要性と考え、それは施設規模に関係がない。なお「興奮・パニック」は施設規模に関係なく起きているが、困難場面全体では、職員一人当たりの子どもの数が4人を超えると起きやすく、入所児童数が20人を超えると困難場面が増大している。一時保護所の適正規模についての意見は、7～12人（43.4%）、13～18人（43.4%）と同数で、12～13人が適正と思われる。

児童相談所の児童心理司は人口16万4千人（非常勤を含めると人口14万5千人）に一人の割合で配置されているが、業務の中で一時保護所に入所中の子どもにかかわる割合は勤務時間の14.5%

に過ぎない。その内容は心理診断が中心で、心理面接は必要性を感じながら十分できていない。一時保護所に配置されている心理士は、ほとんどが非常勤で、心理診断より生活場面面接が中心であるが、9割以上の一時保護所から貢献を評価されている。ただその業務は多様で、直接処遇職員の補助的な役割も一部担っており、心理士としての特有の役割を模索中である。

全国の児童相談所では、常勤や非常勤の学習指導員や現役の教員が児童指導員として配置され、学習保障がある程度配慮されている一時保護所は37.9%ある。しかし小学生の学習時間は1日平均130分、中学生でも134分と短く、専用の学習室があるのは44.2%にすぎない。また一時保護児の65.8%が学齢児であり、小規模施設でも常時平均2人の学齢児がいることになる。さらに「ある日」には推定で全国に1,126人ほどの学齢児が一時保護所で生活しており、一時保護が長期化する中で教育権の保障が大きな問題であることが分かった。

委託一時保護は一時保護所のない児童相談所では所内保護とほぼ同数の利用があるが、一時保護所がある児童相談所でも3対1の割合で利用しており、施設規模の大きい方が利用が多い傾向にあった。医療機関への委託一時保護は46.0%の児童相談所しか利用していないが、委託した場合は精神科59.8日、小児科25.7日と長期になっている。神病院等への委託一時保護では、自傷他害や精神症状に対して行われることが多いが、36.1%の児童相談所では委託できる精神病院等がない。また委託する上では保護者や本人の了承(32.5%)、人権への配慮(15.0%)を留意する必要がある。

学級担任や児童委員等への委託一時保護の活用について児童相談所は慎重であるが、委託一時保護制度の活用には積極的であった。委託一時保護を受託した機関からは「児童相談所からの支援」を求める声(34.8%)が委託費の改善(23.5%)より多く、児童相談所が委託費の改善(69.2%)を第一の課題に挙げているのと、認識に大きなズレが見られる。なお委託を受けた里親の79.7%が「積極的」「やや積極的」に「受け入れたい」との意見であり、今後積極的な活用が期待できる。

研究協力者（五十音順）

有村大士（日本子ども家庭総合研究所）
井出智博（九州産業大学大学院）
圓入智仁（中村学園大学短期大学部）
大島剛（神戸親和女子大学）
大西清文（北九州市子ども総合センター）
大橋和博（長崎県佐世保児童相談所）
坂本富子（北九州市子ども総合センター）
高木裕子（福岡県久留米児童相談所）
高島義一（福岡市こども総合相談センター）
津田定利（福岡市こども総合相談センター）
野田正人（立命館大学）
肥山文雄（福岡県中央児童相談所）
深堀雅基（福岡市こども総合相談センター）
松崎佳子（九州大学大学院）
宮澤彰（福岡県中央児童相談所）

A. 研究目的

（1）背景

現在、要保護児童の一時保護においては、児童相談所の一時保護所を中心に行われているが、被虐待児童や非行児童など多様な子ども達が、幼児から17歳まで男女が一緒に生活をするという混合処遇の問題、あるいは一時保護が長期化する中で登校できないことから来る教育権の保障の問題、また重大事案に対する対応といった多くの課題がある。これらの課題に対して、どのように対応していくか、委託一時保護を含め、要保護児童の一時保護のあり方について、ソフト、ハードの両面から実情を調査し、有効なプランを提示することが早急に求められている。

（2）先行研究

児童相談所の一時保護所の調査報告につ

いては、「児童相談所一時保護所の現状と課題に関する研究」日本子ども家庭総合研究所紀要第39集（平成14年、主任研究者高橋重宏）が最初であり、職員体制や子どもの状況、心理治療や権利擁護の仕組みを尋ねると同時に、児童指導員や保育士の意識調査を行っている。この調査は一時保護所の状況をはじめ明らかにしたものと画期的であった。

この研究は翌年に引き継がれ、「児童相談所一時保護所の現状と課題に関する研究—その2」日本子ども家庭総合研究所紀要第40集（平成15年、主任研究者高橋重宏）として報告されている。この年度は、全国の児童相談所の一時保護所のうち、モデル的な5ヶ所に直接訪問している。その目的は「子どもの権利擁護サービスを進めるための基礎資料の収集」であった。

また平成16年度には全国児童相談所長会委託研究として、一時保護所実態調査が行われ、概要版が報告されている。この調査の目的は、平成14年度の調査時よりさらに一時保護所の入所率の高まりや混合処遇の問題点が注目され、実態を解明すると同時に、より現場に即した課題の解明についてである。その結果、入所定員が50人以下の一時保護所で定員超過が起こることが多く、中には定員の2倍以上入所した一時保護所もある一方、活用の少ない一時保護所の存在など、差が著明であることが明らかになった。

（3）本研究の位置づけと目的

上記のように平成14年・15年に日本子ども家庭総合研究所が、また平成17年4月には全国児童相談所長会が一時保護所に関する調査を行われているが、どれも実態調査であった。また調査の対象は一時保護所を持つ児童相談所である。

しかし一時保護には他の機関に依頼する

委託一時保護という形態があり、また一時保護中の面接や診断の必要性を考えると、すべての児童相談所にかかわる問題である。

そのためこの研究は、一時保護全体について状況を解明すると同時に、具体的な改善策やガイドライン作成を目的とする。

まず委託一時保護に関する実態や意識について全国の児童相談所に詳しく尋ね、また委託一時保護を受ける側の施設や里親にも状況や意識について調査を実施し、その結果に基づいて委託一時保護の今後について検討を行う。また一時保護した後の子どもの状態把握や短期治療の役割を持つ心理士（児童心理司や一時保護所の非常勤心理士を総称して以下「心理士」とする）の関わりや一時保護中の教育権の保障の実態についても詳しく調査を行う。さらに混合処遇から対応に苦慮している実態を解明するため、一時保護所で起こった対応に困難を感じた事例を集め、その要因分析を行う。

さらに、全国で先進的な取り組みをしている一時保護所の状況を集め、全国の児童相談所一時保護所の処遇の向上に寄与したい。

B. 研究方法（倫理面への配慮）

今回の調査では、一時保護所を併設していない児童相談所を含めて、全児童相談所に対して一時保護の実態や委託保護の状況、一時保護中の判定の方法、一時保護所がないことで処遇決定に及ぼす影響、重大事件に関係して委託一時保護のあり方などを「調査票Ⅰ」で調査した。

また一時保護所を併設している児童相談所には併せて、一時保護所の職員体制や教育の状況、心理士の配置状況、鍵のかかる部屋の必要性などについて「調査票Ⅱ」で調査した。また一時保護所で直面した困難事例について、その状況や要因について事

例を報告していただく「調査票Ⅲ」を送付した。

さらに委託一時保護の重要性が指摘されているが、実際に委託を受ける側の施設などの意識はどうであろうか。全国の児童養護施設と乳児院の20%をサンプル抽出すると同時に、全国のすべての児童自立支援施設、すべての情緒障害児短期治療施設に、委託一時保護に対する状況や意識を「調査票Ⅳ」で調査した。さらにこの調査は、全国の児童相談所にお願ひし、委託一時保護を受けた里親の意識も同じ「調査票Ⅳ」で調査した。

調査票は9月に発送し、全国187ヶ所の児童相談所から139ヶ所の回答を受け、回収率は74.3%であり、一時保護所を併設する児童相談所112ヶ所のうち回答を得たのは87ヶ所で回収率は77.7%であった。また調査票Ⅲにより112件の事例が集まり、委託一時保護の受託機関(者)からの回答は224であった。

この研究は、児童相談所の実務者と研究者が協議して行ったが、報告書の第1部は調査報告と分析として執筆は研究者が担当して担当した。そのため、この報告書ではそれぞれを担当した担当者を明示している。なお調査は特に断りがない限り、平成16年度の状況である。

また第2部として、全国の児童相談所の一時保護所のうちからいくつかに依頼して、それぞれの一時保護所で抱える課題やそれに対する対応方法、工夫などを報告していただき、一時保護所の資質向上援助の工夫の参考とした。

(倫理面への配慮)

児童相談所や委託一時保護を行った機関への調査は統計処理を目的としたもので個人を特定する項目はない。また委託一時保護を受託した里親への調査は無記名であり、管轄の児童相談所に発送を依頼した。

事例調査についても個人を特定できる情報を排除するなど十分配慮を行っており、倫理面での問題はない。

C. 研究結果

(1) 一時保護所の分類と状況

全国の児童相談所は児童相談所運営指針によりA級(人口150万人以上の地方公共団体の中央児童相談所)、B級(人口150万人以下の中央児童相談所)、C級(その他の児童相談所)と分類され、それぞれに組織構成や職員構成の基準が示されている。

一方一時保護所についてはそのような分類はないが、この研究班では、全国の一時保護所は様々な状況があり、一律に状況を説明することは困難と考え、平成16年度の1日の平均入所児童数が7人未満の40ヶ所を「小規模」とし、1日平均の入所児童数が7人以上14人未満の26ヶ所を「中規模」、1日平均の入所児童数が14人以上の21ヶ所を「大規模」と3タイプに分けて状況を検討した。

結果については、この報告書の各論文で詳細に分析しているが、規模別の属性や特徴などを(表-1)にまとめた。

① 子どもの様子

一時保護所の規模が大きくなると、1日当りの入所児童数が多くなるだけでなく、在所日数も小規模施設が14.3日であるのに大規模施設では34.7日と長期化する。また施設規模によって定員にはほとんど差はないが、定員充足率では小規模施設では18.7%に対し大規模施設では105.6%と大きな差がある。また「興奮・パニックあり」の割合は、施設の規模に関係ないが、「対職員暴力」は大規模施設が小規模施設の2.5倍多い。

ところで一時保護所は子どもの入退所が

多く、小規模施設で0.6人と2日で1人が、大規模施設では1日に2.9人が入所や退所している。このことは一時保護所の在籍児童数の12～17%にあたり、2日で3～4人に1人が変わることになる。このように一時保護所では常時入所している子どもが入れ替わり、集団としての安定が欠け、日々の積み重ねが困難になる。

② 生活環境

小規模施設では1部屋を1人で使用しているのに対し、大規模施設では1部屋に3.6人が使用している。さらに一人当たりの居室面積も小規模施設では6畳であるのに対し、大規模施設では1.5畳である。また居住面積以外の食堂や学習室、娯楽室、静養室などの生活面積も、小規模施設は一人当たり14.7畳であるのに対し、大規模施設では4.1畳と、規模が大きくなるに従って生活環境は劣悪になっている。

③ 職員体制

心理士や学習指導員、当直職員などの非常勤職員を含めた職員一人当たりの児童数は、小規模施設の平日昼間が1.3人であるのに対し、大規模施設の休日夜間は6.6人で、大規模施設での職員の負担が大きくなっている。特に「ある日」の状態は、大規模施設では昼間でも児童指導員・保育士といった直接処遇職員一人に対して子どもが8.8人おり、夜間は職員一人あたり19.9人で、とても安定した状況にはない。

さらに常勤児童指導員に占める福祉職採用者の割合は、小規模施設に比べて大規模施設の割合が2倍程度あり、逆に小規模施設では一般行政からの異動の割合が約3倍高い。

④ 運営

小規模施設は子どもの数が少なく、特定の子どもが集団に及ぼす影響力は強い。また職員体制も弱く専門性も低いことから、状況によって子どもを委託保護にするなど、一時保護所としての対応力に劣る。

しかし別の一時保護所が遠いなど、その地域にとって欠かすことのできない存在である。

(2) 一時保護所の入所率

一時保護児の増大の原因として児童養護施設等の入所率の上昇が言われる。そのため状況を調査すると(表-2)のように、児童養護施設は4月から翌年3月に向けてほぼ一貫して入所率が上昇している。一時保護所の入所率は8月が例外的に多いが、それ以外は年度後半が多く、特に12月から翌年の3月にかけての冬場が山で、2月がピークである。これは児童養護施設の充足率の上昇と連動した動きである。

(3) 入所期間

一時保護所での入所期間は、(表-3)のように、相談種別や退所先によって差がある。

相談種別では虐待を含めた養護相談が長く、「保護者がいない又は保護者に監護させることが不適當」という「要保護性」が高いと、一時保護期間が長期化している。

また自宅に帰る子どもに比べて施設措置になる子どもは、どの施設種別であれ30日を越えており、特に情緒障害児短期治療施設入所前には長期間の一時保護が行われている。

これは施設入所に当って、子ども本人や保護者への説明と承諾を得ると同時に、入所予定の施設への子どもや家庭の状況の説明、関係機関との調整などが必要になるからである。特に最近のように児童福祉施設の入所率が高まると、入所できる施設を探

すだけで一時保護の期間が長期化する。

(4) 心理職のかかわり

心理診断を行う一時保護児の範囲は、家出や迷子以外は「原則としてすべての子どもを対象（42.4%）」とする児童相談所と「必要性を判断して（51.8%）」行う児童相談所に大きく分かれた。

児童心理司の業務は多岐に渡り、また職員数の規定もない。現状の職員配置は平均して人口16万4千人に1人の割合で、非常勤心理士（勤務時間を常勤換算）を合わせても14万5千人に1人である。そして適当だと思われる配置は人口7万4千人に1人の割合で、児童福祉司とほぼ同数、現状のほぼ2倍の人員が必要と考えている。このような状況の結果、児童心理司の業務の中で一時保護所が占める割合は14.5%である。そして一時保護に関する業務は心理診断が中心で、こころのケアにとって大切な心理面接は、児童心理司も必要性を感じながら、十分にはできていない。

一時保護所に配属された心理士は（表-4）のような業務を行っている。心理診断や継続的心理面接よりも、日常的な関わりの中で心理的な援助を行う生活場面面接が中心である。

しかし幼児の保育や掃除指導など、直接処遇職員の補助的な業務も行っており、一時保護所の心理士の役割や動き方はまだ模索中とも言える。

(5) 教育保障

一時保護された子どもの65.8%は学齢児であり、小規模施設でも常時平均2人はいることになる。また入所している子どもは、小規模施設で平均2週間、大規模施設では1ヶ月以上生活している。また「ある日」の一時保護所では、調査の回答率から逆算して、全国で推計1126人の学齢

児が生活していることになる。

一時保護所の職員の中で、常勤や非常勤の学習指導員が配置されることが増え、また現役の教員が学習指導や児童指導員として配置され、（表-5）のように約半数の一時保護所では一定程度の教育の保障があるとも考えられる。しかし児童指導員で教員免許保持者にどの程度教育力があるかを考えると、十分ではない。逆に半数以上の一時保護所では誰も教員免許も持っていないがたい。

また小学生の学習時間は1日130分、中学生もほぼ同じ134分で、専用の学習室があるのも44.2%にすぎない。

一般に一時保護所に入所する子どもは学力遅滞が多く見られ、また異学年の集団であるため、学習方法は個別指導が中心になるが、兼用の学習室では横で幼児が遊んでいることもあり、学習に集中することそのものが困難な場面も見られる。

以上のような状況から、教育権の保障が早急な課題である。

(6) 「ある日」の一時保護所

一時保護所の状況を、年間平均の一般的な数字ではなく、全国の一時保護所での特定の「ある日」の状況から、一時保護所の実態を捉えたいと考えた。

今回の調査では、平成17年9月21日（水曜日）の午前0時から同日の深夜12時までのまる1日について、職員の勤務状況や入所している子ども達の様子を全国の一時保護所で詳細に記録していただいた。

まず入所している子どもの数や勤務している職員の数、職員1人あたりの子どもの数などは（表-1）の通りだが、大規模施設での職員体制の大変さが明確になった。

また（表-6）は「ある日」に起こったトラブルであるが、中～大規模施設におい

てトラブルが多いことが分かる。さらに「ある日」に入所していた1273人が271件のトラブルを起こしており、子ども4.7人に1件の割合になる。このことから、おおむね子どもが5人入所していると、1日1件の何らかのトラブルが起きている計算になる。すると、小規模施設でも2～3日に1回、大規模施設では1日に5回程度はトラブルが起きていることになる。トラブルのほとんどは複数の子どもに関わるため、職員の負担もその分多くなる。

なお(表-6)のように、「ある日」は中規模施設で職員への反抗や他児への暴力、口げんかが多く見られる。このように一時保護所は単に入所している子どもの人数だけでなく、入所している子どもの年齢や性格、同時に入所している子ども同士の関係などで、生活の様相が大きく違ってくる。

さらに入退所が1日平均で1.1件、面会が3.8回あり、一時保護所での集団として不安定さや職員の業務の多忙さが伺われる。

また「その他のトラブル」として、ハンガーストライキやナイフの隠匿など様々な苦労があることも明らかになった。

また対応困難となる要因としては(表-8)の通りであった。

(7) 対応困難場面

すでに述べたように、子ども5人で1日1回の何らかのトラブルが起きる。多くの子どもが集団で生活する以上、ある程度の困難さは予想される。しかし日常生活において一時保護所職員が対応に苦慮している「対応困難場面」について詳細に検討することで、一時保護所の課題が明確になると考えた。

そのため実際に各地の児童相談所の一時

保護所で起こった対応困難場面について「調査票Ⅲ」で個別に報告していただいたところ、112例の事例が集まった。

発生時間帯は、自由時間(45.9%)や学習時間(16.2%)が多く、時間は夜の7時台が13件、午前10時と午後1時台が10件が多い。次いで午前11時、午後3時、午後4時台が7件で、午後10時台は6件であった。また対応困難場面の内容は、(表-7)の通りで、暴力的な行動に対して、一時保護所職員は対応困難と感じている。

さらに子どもの状況を示す(表-9)からは、対応困難は主に非行児と被虐待児であることが分かる。

対応困難場面に対応する職員数を見ると、(表-10)のように、職員1人当たりの子どもの数が3人であれば困難場面になる可能性は少なく、(表-11)のように5名では状況によって困難場面が起きたり、なかったりする。子ども3~5人に職員1人という対応は混合処遇に対する職員の意見でも多かった。

このような状況から、職員1人当りの子どもの数は、常時、少なくとも子どもが寝付く12時までは、子ども4人に対して職員1人が必要であろう。

(8) 委託一時保護受託者の意識

児童相談所長は児童相談所に併設された一時保護所だけでなく、児童福祉法第33条の規定により、「適当な者に委託して一時保護を加える」ことができる。この委託一時保護は迷子などの関係で警察が多いが、近年は一時保護所の満杯状態から、様々な機関への委託一時保護の活用が増えている。

厚生労働省の統計でも、平成16年度に